第4節 産業基盤の強靭化

高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するためには、それを具現化するための強靭な産業基盤が不可欠である。防衛省としては、2014年6月に「防衛生産・技術基盤戦略」を策定し、その維持・強化に努めてきたところであるが、防衛大綱1

などを踏まえ、2019年に防衛省と産業界との意見 交換の場を設けるなど、変化する安全保障環境に 的確に対応できるよう、今後、産業基盤のさらな る強靭化に向け取り組んでいくこととしている。

1 わが国の防衛産業基盤の現状

防衛産業基盤とは、防衛省・自衛隊の活動に必要な装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠な人的、物的、技術的基盤である。わが国においては、その多くの部分を、装備品などを生産する企業(防衛産業)が担っており、特殊かつ高度な技能や設備を有する広範な企業²が関与している。

一方、防衛需要依存度(会社売上に占める防衛 関連売上の比率)は平均で3%程度であり³、多く の企業で防衛事業が主要な事業とはなっていな い。また、少量多種生産や装備品の高度化・複雑 化により調達単価及び維持・整備経費が増加傾向 にあることから、調達数量の減少に伴う仕事量及 び作業量の減少により、技能の維持・伝承が困難 になるという問題や、一部企業が防衛事業から撤 退するなどの問題も生じている。

これらに加え、欧米企業の再編と国際共同開発が進展するなか、2014年4月に防衛装備移転三原則が策定されたものの、これまで、わが国の防衛産業は、専ら自衛隊向けに装備品の生産などを行うことを前提として構築されてきたために、国際競争力の向上が課題となっている。

■ 参照 図表 IV -2-4-1 (主要装備品などの維持整備経費の推 移)

5節1項(防衛装備移転三原則) p.416

2 防衛生産・技術基盤戦略

1 防衛生産・技術基盤戦略の 位置づけなど

防衛力を支える重要かつ不可欠な要素である防衛生産・技術基盤を維持・強化するため、国家安全保障戦略及び25大綱を受け、これまでのいわゆる「国産化方針」に代わり、2014年6月、「防衛生産・技術基盤戦略」が策定された。

2 防衛生産・技術基盤戦略の概要

(1) 防衛生産・技術基盤戦略策定の意義

①防衛生産・技術基盤戦略策定の背景とその位置

づけ、②防衛生産・技術基盤の特性、③防衛生産・技術基盤を取り巻く環境変化について明確にした。

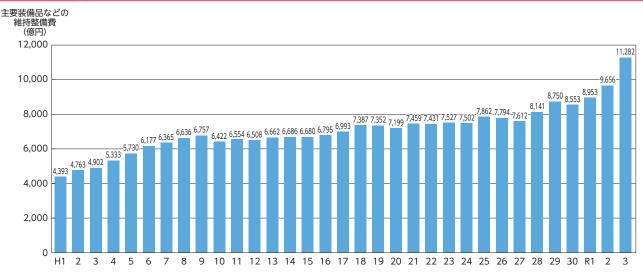
(2) 防衛生産・技術基盤の維持・強化の目標・意義

防衛生産・技術基盤の維持・強化を通じ、①安全保障の主体性確保、②抑止力向上への潜在的な寄与及びバーゲニング・パワーの維持・向上、③ 先端技術による国内産業高度化への寄与を図る。

(3) 施策推進に際しての基本的視点

施策の推進にあたっては、①官民の長期的パートナーシップの構築、②国際競争力の強化、③装備品取得の効率化・最適化との両立、といった基本的視点を踏まえる。

- **1** Ⅱ 部 2 章 2 節参照
- 2 例えば、戦闘機関連企業は約1,100社、戦車関連企業は約1,300社、護衛艦関連企業は約8,300社ともいわれている。
- 3 令和元 (2019) 年度の売上実績に基づく防衛需要依存度調査 (防衛関連企業 150 社回答) による。前年度調査では平均5%程度であったが、防衛需要依存率の低い企業の回答数が増加したため、防衛需要依存率が低下した。また、比較的小規模ではあるが、防衛産業を支える重要な技術を有する企業の中には、防衛需要依存度が50%を超える企業も存在し、防衛需要の規模が企業の経営に大きな影響を与える。
- 4 「装備の生産及び開発に関する基本方針、防衛産業整備方針並びに研究開発振興方針について (通達)」(45.7.16)



- [装備品などの維持整備費]とは、陸海空各自衛隊の装備品等の修理や消耗品の代価及び役務費などに係る予算額(各自衛隊の修理費から、艦船 の艦輪延伸及び航空機の近代化改修等のための修理費を除いたもの)を示す。
 - 令和元年度以降については、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に係る経費を含む。
 - 金額は契約ベースの数値である。

(4) 防衛装備品の取得方法

装備品の取得については、現在、国内開発、国 際共同開発・生産、ライセンス国産、民生品など の活用、輸入といった複数の取得方法を採用して いるが、取得方法のあり方は、防衛生産・技術基 盤に直接的な影響を及ぼす。防衛装備移転三原則 によって、より機動的・弾力的な取組が可能と なった国際共同開発・生産を含め、装備品の特性 に応じ、取得方法を適切に選択する。

(5) 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策

防衛生産・技術基盤の維持・強化を図るため、 厳しい財政事情を勘案しつつ、①契約制度などの 改善、②研究開発にかかる施策、③防衛装備・技 術協力などの推進、④サプライチェーンの実態の 把握などによる強靭な生産・技術基盤の構築も含

めた防衛産業組織に関する取組、⑤防衛装備庁の 設置⁵などによる防衛省における体制の強化、⑥ 関係省庁と連携した取組など、メリハリと効率性 を重視した諸施策を推進していく。

(6) 各装備品分野の現状及び今後の方向性

主な装備品分野(陸上装備、需品など、艦船、航 空機、弾火薬、誘導武器、通信電子・指揮統制シス テム、無人装備、宇宙・サイバー) について防衛生 産・技術基盤の現状を分析するとともに、25大綱 で示された自衛隊の体制整備にあたっての重視事 項などを踏まえ、それぞれの分野における防衛生 産・技術基盤の維持・強化及びそれぞれの装備品 の取得に関する今後の方向性を示し、企業側に とっての予見可能性の向上を図ることとしている。

産業基盤の強靭化に向けた取組

これまでの取組

防衛生産・技術基盤戦略を踏まえ、防衛省にお いては、長期契約法の策定など契約制度の改善、 装備品の取得に関する組織を統合した防衛装備庁 の新設など、防衛産業基盤の維持・強化に資する 各種施策を実施してきた。

また、防衛装備庁においては、①技術的優越を 確保するための防衛技術戦略などの策定及び安全 保障技術研究推進制度の実施(2節参照)、②プロ ジェクト管理を推進するための取得戦略計画の策 定や契約制度の改善(3節参照)、③防衛産業基盤 の維持・強化のための防衛産業のサプライチェー ンの可視化及びリスク対応(本項2参照)、④国際 的なF-35戦闘機プログラムへの国内企業参画や、 各国との共同研究・開発といった防衛装備・技術協力(5節参照)にも取り組んでいる。

2 防衛大綱などを踏まえた取組

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠であるわが国の防衛産業基盤を強靭化するため、防衛大綱などに基づき、防衛生産・技術基盤戦略の大きな方向性を踏まえ、次の項目に取り組むこととしている。

(1) 企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し

わが国の防衛産業は、1社しか製造などができない装備品が多く、競争環境に乏しい状況にある。このため、防衛産業の競争力の強化やコスト低減などに資する取組及び成果を積極的に評価するとともに、その評価に応じたインセンティブを与え、企業間に競争環境を創出させるような契約制度の見直しを行うこととしている。

(2) 装備品のサプライチェーンのリスク管理強化

装備品などの調達には、防衛省が直接契約を結ぶプライム企業のみならず、当該プライム企業と契約を結ぶ、幅広い分野・規模のサプライヤー企業が関与しており、これら装備品などにかかる企業の連鎖(サプライチェーン)は、わが国の産業基盤を支える根幹となっている。一方、こうしたサプライチェーンは、部品を製造する企業の事業撤退・倒産による供給途絶などのリスクを抱えており、防衛省としても、こうしたリスクに対応すべく、サプライチェーンの維持・強化に向けた取組を行っている。

これまでの調査では、防衛需要依存度の高い中小企業の存在が明らかとなっているほか、令和元(2019)年度末までに実施したサプライチェーン調査⁶では、代替困難な技術を有するキーサプライヤーの特定とともに、特定のサプライヤーへの発注の集中といった脆弱性が明らかになった。この調査結果を踏まえ、防衛省では、サプライ

チェーンの調査結果のデータベース化や供給途絶などのリスクを早期に把握するための恒常的なモニタリング態勢の構築に取り組んでいる。

また、優れた技術・製品を有する中小企業の発掘に取り組むとともに、サプライチェーンを構成する企業が事業から撤退する場合の承継支援を令和3(2021)年度から実施する。その他、3Dプリンター技術や人工知能(AI)に代表される革新的な技術の防衛装備品の製造工程への適用可能性の評価といった取組などにより、サプライチェーンが抱える脆弱性への的確な対処と強靭化を図ることとしている。

(3) 輸入装備品の維持整備などへのわが国防衛産 業のさらなる参画

産業基盤の強靱化のため、輸入装備品の維持整備などにわが国企業が参画することは有益である。このため、F-35A戦闘機やオスプレイのような輸入装備品の国内企業による維持整備の追求や、能力の高い装備品について、米国などとの国際共同研究・開発をより一層推進し国内企業への裨益を追求していくことが重要である。

(4) 防衛装備移転三原則のもとでの装備品の適切 な海外移転の推進

装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めるとともに、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進めることとしている。

ア 必要な運用改善のための取組

関係省庁とも連携して、外為法(外国為替及び 外国貿易法)の運用基準である防衛装備移転三原 則のもと、必要な運用改善に努めるとともに、そ れらを通じて産業界の予見可能性を高め、適切か つ円滑な装備移転を進めることとしている。

具体的には、国際展示会などで、初期的商談に必要な基礎的マーケティング情報を円滑に提供するための当該情報の取扱いの合理化をなど、関連

⁶ 令和元年度末までに主要装備品60品目についてのサプライチェーン調査を実施した。

⁷ 日米が共同開発したSM-3ブロックⅡAでは、FMS調達でありながら、日本のみならず、米国の取得分についても、構成品のおおむね半分程度の製造をわが 国企業が請け負っている。

^{8 2018}年10月、初期的商談に用いられるような貨物の性能などの情報であって、設計情報や製造方法などの「貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報」を含まないようなものは、外為法の規制の対象には含まれないことを、経産省HP上のQ&Aにおいて明確化。現在、防衛省においては、企業からの依頼に基づき、企業が作成した資料などに含まれている情報について、何人に対しても開示することが可能であり、不特定多数の者が入手可能な公知の技術として取り扱われても支障がない情報の範囲を確認している。

制度・手続の運用改善に取り組む必要がある。

イ 重要技術の流出防止

(ア) 知的財産管理

知的財産にかかるより適切な契約条項などを適 用することにより、研究開発などで生じた知的財 産を適切に把握し、官民間の帰属の明確化や海外 への重要技術の流出防止を推進することとしてい る。また、技術の特性などを踏まえた知的財産の オープン化、クローズ化にかかる選択肢及び判断 材料を提示し、それぞれの選択肢に応じた適切な 管理を推進することとしている。

(イ)技術管理

防衛装備の海外移転の可否の審査にあたって、 防衛省が担当している技術の重要度や優位性など を踏まえた技術的機微性評価を適正かつ迅速に実 施するなど、技術流出防止に取り組んでいる。ま た、機微性が高い技術については、技術の流出を 防ぐため、関係省庁とも連携のうえ、技術のブ ラックボックス化などのリバースエンジニアリン グ対策の検討を推進することとしている。

(ウ)情報保全の強化

わが国の防衛産業が国際的な取引を行うために は、サイバー攻撃の脅威増大に対応することが必 要である。情報セキュリティにかかる措置の強化 を目的として、防衛省の「保護すべき情報」⁹を取 り扱う契約企業に対して適用される情報セキュリ ティ基準を見直すこととしている。

また、企業による防衛調達への参入検討をさら に促進するとともに、国内外の防衛関連企業との 取引を行いやすくするためには、必要となる保全 措置への企業の予見可能性を向上させることが重 要である。今後、防衛省と保全が必要な情報を取 り扱う契約を行うに際し、標準的に必要となる保 全措置をあらかじめ包括的に明示した情報保全指 標を整備することとしている。

(5) その他の効率化・強靭化に向けた取組

前述の取組のほか、装備品の製造プロセスの効 率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組

み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視 野に、わが国防衛産業基盤の効率化・強靭化を図 ることとしている。

産業界との協力・連携

装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の 基盤であるわが国の技術基盤・産業基盤の維持・ 強化のため、防衛大綱・中期防のもとで示された 「技術基盤の強化」や「産業基盤の強靭化」に取り 組んでいくうえで、防衛省と産業界の連携は不可 欠である。

こうした観点から、2019年10月、河野防衛大 臣と日本経済団体連合会(経団連)幹部との間で 意見交換の場を持ち、防衛装備政策に加え、国際 情勢や防衛政策を含む幅広いテーマについて意見 交換を行うとともに、官民の協力・連携の強化に ついての全般的な議論を行った。また、同年11月 以降、防衛装備庁と経団連防衛産業委員会との間 で、「防衛装備・技術の海外移転」、「サプライ チェーンの維持・強化」、「契約制度及び調達の在 り方」、「先進的な民生技術の積極的な活用」、「情 報保全の強化」などについて計8回の意見交換を 実施し、その成果については、2020年12月、岸 防衛大臣と経団連幹部に報告され、了承された。

防衛省においては、引き続き、防衛大綱に明記 されている産業基盤及び技術基盤の強化を図るた め、産業界との意見交換など、官民の協力・連携 の強化を進めていくこととしている。



防衛装備庁と経団連防衛産業委員会との意見交換の成果について 報告を受ける岸防衛大臣 (2020年12月)